

令和5年度

定時総会議案書

日時 令和5年6月19日（月）

午後2時から

会場 姫路市文化コンベンションセンター
（アクリエひめじ）中ホール



公益社団法人 姫路市シルバー人材センター

めぐそう生涯現役!

姫路市シルバー人材センターの歌

作詞 中村 英美
作曲 伊勢田 喜蔵

一 共に明るく 手を取り合って

わざを磨いて はげみあう

こころのどかな 我等の仲間

姫路シルバーに さかえ あれ

二 文化遺産の 白鷺城しらさぎしろや

北に広峯 書写の山

こころやすらかな 我等の仲間

姫路シルバーに ひかり あれ

三 共にすこやか 声掛け合って

かおり豊かに さわやかに

こころはなごむ 我等の仲間

姫路シルバーに みのり あれ

姫路市シルバー人材センターの歌

中村 英美 作詞
伊勢田 喜蔵 作曲

♩ = 112 はつらつと

令和5年度 定時総会次第

開 会

- 1 理事長あいさつ
- 2 来賓祝辞
- 3 永年会員表彰
- 4 役員功労表彰
- 5 議長選出
- 6 議事録署名人の選出
- 7 議 事
 - 第1号議案 令和4年度事業報告について
 - 第2号議案 令和4年度決算について
— 監査報告 —
 - 第3号議案 特別会員の承認について
 - 第4号議案 役員の選任について
 - 第5号議案 定款の改正について
 - 第6号議案 理事長に対する権限委任について
- 8 報告事項
 - 第1号報告 令和5年度事業計画について
 - 第2号報告 令和5年度収支予算について
- 9 閉会あいさつ

閉 会

第1号議案

令和4（2022）年度 事業報告

概要

令和4（2022）年度の我が国経済は、ウィズコロナの下で、各種施策の効果もあり緩やかに持ち直しの動きが続きました。しかし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなりました。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされました。生産については、海外景気の下振れ等によりやや弱さがみられ、当センターにおいても事業実績に影響がみられ、令和4（2022）年度の契約金額は、前年度比約2千百万円減の13億3千万円となりました。年度末の会員数は、2,113名で、定年後の継続雇用制度導入の影響で、平成21（2009）年度をピークに減少し続けており深刻な状況が続いております。また、会員の平均年齢も、昨年度72.8歳、今年度は73.2歳と年々高齢化が進んでいます。今後も引き続き発注者の要望に応えることのできる会員の確保に努め、就業状況の改善を図らなければなりません。

このような状況の下、当センターでは以下のような法人運営と方策をとってきましたので、その実施状況について報告します。

1 会員の確保及び育成 【公益目的事業】

(1) 夫婦会員の会費減免制度を導入し、会員増強策に努めた。

【夫婦会員18組】

(2) オンラインによる入会説明手続きを導入し、新入会員の確保に努めた。

【オンライン利用者25名、入会者13名】

(3) ハローワーク主催の各種セミナーにてセンターの案内を実施し、入会の促進を図った。

・シニア就職面接会にてブースを設置

【2月3日 面談15名】

・応募書類作成セミナーでのセンターの紹介（各日15名程度の参加）

【9月15日・10月13日・12月8日・1月19日・2月16日・3月16日】

(4) 市内関係団体、市施設及び商業施設に会員募集チラシを設置し、入会の促進を図った。

【市施設127施設、民間企業1企業2店舗】

(5) 会員口コミによるシルバー人材センター事業の周知活動により新規会員の確保を図った。

【実績30名】

(6) 女性限定入会説明会を開催し、会員が体験談などを発表し、女性会員の増強に取り組んだ。

【11月29日 参加者17名】

(7) 地域情報誌に「セカンドライフ特集」の記事を掲載し、入会の促進を図った。

(8) 地域班長により、会員募集チラシを配布し会員の増強に努めた。

(9) 姫路市と連携し生涯現役応援ハンドブックに記事を掲載し、会員の確保に努めた。

(10) 姫路駅前にて役職員により、PRうちわを配布し会員増強に努めた。

(11) 会員の資質向上及び育成のため、各種講習会および研修会を実施した。

講習名	実施日	会場	受講者
草刈安全講習会	令和4年11月9日(水)	姫路市勤労市民会館	63名
植木剪定講習会	令和5年3月6日(月) 令和5年3月7日(火)	姫路市名古屋山霊苑	46名

- (12) 「姫路シルバーまつり」の一環として、一般市民向けに会員講師による各種講座を開催し、会員増強に努めた。

講座名	実施日	実施場所	参加者
オリジナルバッグ作り	令和4年11月17日(木)	姫路市勤労市民会館	10名
英語(発音編)	令和4年11月17日(木)	姫路市勤労市民会館	6名

2 就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究 [公益目的事業]

- (1) 会報「姫路するばあ」及び「会員だより」を発行し、会員及び関係団体等に情報を提供した。

【姫路するばあ(年2回発行、1回5,000部)】

【会員だより(年5回発行)】

- (2) 入会説明会後、入会者の希望職種に応じて担当者が就業情報の提供を行った。
(3) 姫路市や(公社)兵庫県シルバー人材センター協会(以下「兵シ協」という。)および(公社)全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)と連携し、高齢者の就業に関する情報を集め事業の充実に努めた。

3 就業相談の実施 [公益目的事業]

- (1) 就業相談を毎月2回実施し、未就業者の解消に努めた。
(2) 就業相談で、会員のニーズを把握し就業のミスマッチの防止、未就業者の減少に努めた。

【相談回数24回、相談件数96件】

4 就業機会の確保及び提供 [公益目的事業]

- (1) 10月に全シ協の「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に併せてリーフレットを全戸配布した。

【姫路市内の約23万世帯】

- (2) 空き家管理事業について姫路市ふるさと納税の返礼品として登録し、受注の拡大に努めた。
(3) 新規事業の提案型就業機会創出事業として「パソコン及びスマホの訪問指導事業」と「傾聴事業」が採択された。
・「パソコン及びスマホの訪問指導事業」においては事業を開始し、会員による相談事業等を行った。

【実績2件】

- ・「傾聴事業」においては、養成講習(計24回コース)を実施し、事業の立ち上げに向け始動した。

【月2回、計6回実施】

- (4) 家事援助サービス事業について、就業に生かせる内容の研修会を実施し、発注者の要望に応えられる会員の育成に努めた。

講習名	実施日	会場	受講者
料理教室	令和4年4月26日(火)	姫路市市民会館	11名
	令和4年5月19日(木)	姫路市勤労市民会館	13名
	令和4年6月23日(木)	関西電力(株)姫路営業所	13名
	令和4年10月25日(火)	姫路市市民会館	12名
	令和4年11月25日(金)	姫路市勤労市民会館	12名
	令和4年12月21日(水)	関西電力(株)姫路営業所	10名

- (5) 独自事業のシルバー観光ガイド事業において新規観光ガイドを募集し研修会を実施、事業運営の強化を図った。

【研修会7日間実施、新規ガイド14名採用】

- (6) 兵シ協が実施する一般労働者派遣事業の実施事業所として、会員のシルバー派遣事業への就業の支援を行った。

【契約金額 40,281,738 円】

- (7) 兵シ協が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として取り組んだ。

5 安全・適正就業対策の推進（「事故0」を目指す）〔公益目的事業〕

- (1) 過去に事故の発生した場所、重篤事故発生業務については、重点的にパトロールを実施した。
- (2) 事故が発生した場合、早期の現場調査を実施し、原因を調査し、再発防止に努めた。
- (3) 草刈り、植木剪定会員に対しヘルメット・安全帯等安全用具の着用及び安全就業基準の遵守の徹底に努めた。
- (4) 刈払機除草作業においては、防護ネットの使用、作業前チェックの励行により事故の防止を図った。
- (5) 安全就業強化月間（7月）を設定し、会員だよりに関連記事を載せることにより健康・安全に対する意識の高揚を図った。
- (6) 会員だよりの発行に併せて「安全だより」を発行し、健康管理をはじめとした啓発記事を掲載し安全就業の徹底に努めた。
- (7) 適正な受託と就業のため、事業の自主点検を実施し適正就業に努めた。
受注時には危険・有害作業等の峻別、現場確認等を行うなど、事故の未然防止に努め、随時点検を行い安全・適正就業に努めた。
- (8) 「適正就業基準」の策定に向けて、会員の就業について適正かつ公平に就業機会を提供することを目的とし取り組んだ。
- (9) 「会員立替払等事務取扱要領」の策定に向けて、就業において適正な立替払いを行うことを目的とし取り組んだ。
- (10) 賠償事故の減少を図るため「安全就業基準」「就業制限基準」を改正し、刈払機を使用する作業におけるナイロンコードカッターの使用を原則禁止とした。
- (11) 交通安全講習会を実施し、会員の安全に対する自覚を促し意識の向上を図ることにより、就業途上、帰宅途上の交通事故減少に努めた。

講習名	実施日	会場	受講者
自転車安全講習会	令和5年1月20日(金)	兵庫県自動車学校	11名
自動車安全運転講習会	令和5年2月27日(月)	姫路市勤労市民会館	8名

(12) 作業現場でチェーンソーを使用する会員については、講習会の案内をし参加を呼びかけた。

6 運営体制の充実・強化 [法人としての一般事業]

(1) 理事会、部会を随時開催し、事業運営の最適化、就業機会の開拓、会員の確保及び安全・適正就業等、事業計画の着実な推進に向け組織的に取り組んだ。

- ・理事会(6回)

- ・総務部会(1回)、広報・女性部会(2回)、安全・適正就業部会(2回)、業務部会(2回)

(2) 事務局と地域班長が連携し、会員と一体となった組織運営に努めた。

(3) 国・県・市が実施する補助事業に積極的に取り組むため、組織基盤の充実を目指し調査研究に取り組んだ。

- ・芦屋市シルバー人材センター視察(11月28日)

- ・加古川市シルバー人材センター視察(12月12日)

(4) 事務局体制の強化を図るため、正規職員1名の採用を図った。

職員の能力を最大限に引き出すため各種研修に参加をし、適正な役割分担のもとに組織体制の強化に努めた。

(5) 職員会議やコーディネーター会議、現場担当者・連絡所長会議を活用し、事務局内のコミュニケーションの向上、情報の共有化を図ることにより事務局全体の能力向上・意識改革を推進した。

(6) 令和5年10月から導入されるインボイス制度について、事務局職員を対象とした研修会を実施した。また、会員だより等において情報を提供し会員への周知を図った。

7 魅力あるセンターづくりの推進 [共益事業]

(1) センター事業の目的や仕組み、事業活動を広くPRするとともに、会員相互の交流・親睦を深めるため、「姫路シルバーまつり」を開催した。

【令和4年11月20日(日)、集客数約400人】

(2) 姫路市文化国際交流財団主催の会員文化事業のチケット割引斡旋を行った。

【会員文化事業：斡旋した催し物 7種、45名】

会議開催状況

開催日	会議名	会場	開催日	会議名	会場
R4.5.18	監事監査	勤労市民会館	R4.11.2	提案型事業評価委員会	勤労市民会館
R4.5.26	第1回理事会	勤労市民会館	R4.12.14	第2回広報・女性部会	勤労市民会館
R4.6.3	全体地域班長会	勤労市民会館	R4.12.16	第2回安全・適正就業部会	勤労市民会館
R4.6.14	定時総会・第2回理事会	市民会館	R4.12.26	第4回理事会	勤労市民会館
R4.6.29	提案型事業評価委員会	勤労市民会館	R5.2.13	第2回業務部会	勤労市民会館
R4.7.22	第1回広報・女性部会	勤労市民会館	R5.2.17	第1回総務部会	勤労市民会館
R4.7.27	第1回安全・適正就業部会	勤労市民会館	R5.2.24	第5回理事会	(書面決議)
R4.8.31	第1回業務部会	勤労市民会館	R5.3.24	第6回理事会	勤労市民会館
R4.10.31	第3回理事会	勤労市民会館			

(公社)兵庫県シルバー人材センター協会

開催日	会議名	会場	開催日	会議名	会場
R4.4.25	西播ブロック会議	姫路市勤労市民会館	R4.11.17	第1回事業推進計画策定作業部会	兵庫県民会館
R4.5.13	監事監査	兵シ協	R4.12.2	第3回理事会・研修会	兵庫県民会館
R4.5.23	第1回理事会	兵庫県民会館	R4.12.16	派遣事業実務担当者研修会	神戸産業振興センター
R4.6.2	安全衛生・適正就業推進員研修会	兵庫県民会館	R4.12.22	第2回中長期計画推進委員会	兵庫県民会館
R4.6.7	第1回事務局長会議	兵シ協	R5.1.25	派遣事業実務担当者研修会	兵庫県民会館
R4.6.16	定時総会・役員研修会	兵庫県民会館	R5.1.31	第2回事業推進計画策定作業部会	兵シ協
R4.7.7	第1回安全衛生・適正就業推進委員会	兵庫県民会館	R5.2.14	第3回安全衛生・適正就業推進委員会	兵庫県民会館
R4.7.28	中長期計画推進委員会作業部会	兵シ協	R5.2.21	西播ブロック職員研修会	たつの市福祉会館
R4.7.29	新任役員・事務局長研修会	農業共済会館	R5.2.24	会計経理実務担当者研修会	ラッセルホール
R4.9.7	第1回中長期計画推進委員会	兵庫県民会館	R5.3.2	第3回事業推進計画策定作業部会	オンライン
R4.9.14	第2回理事会	兵庫県民会館	R5.3.9	第3回中長期計画推進委員会	農業共済会館
R4.9.28	第2回安全衛生・適正就業推進委員会	兵庫県民会館	R5.3.16	第4回理事会	兵庫県民会館
R4.10.17	第2回事務局長会議	兵庫県民会館			

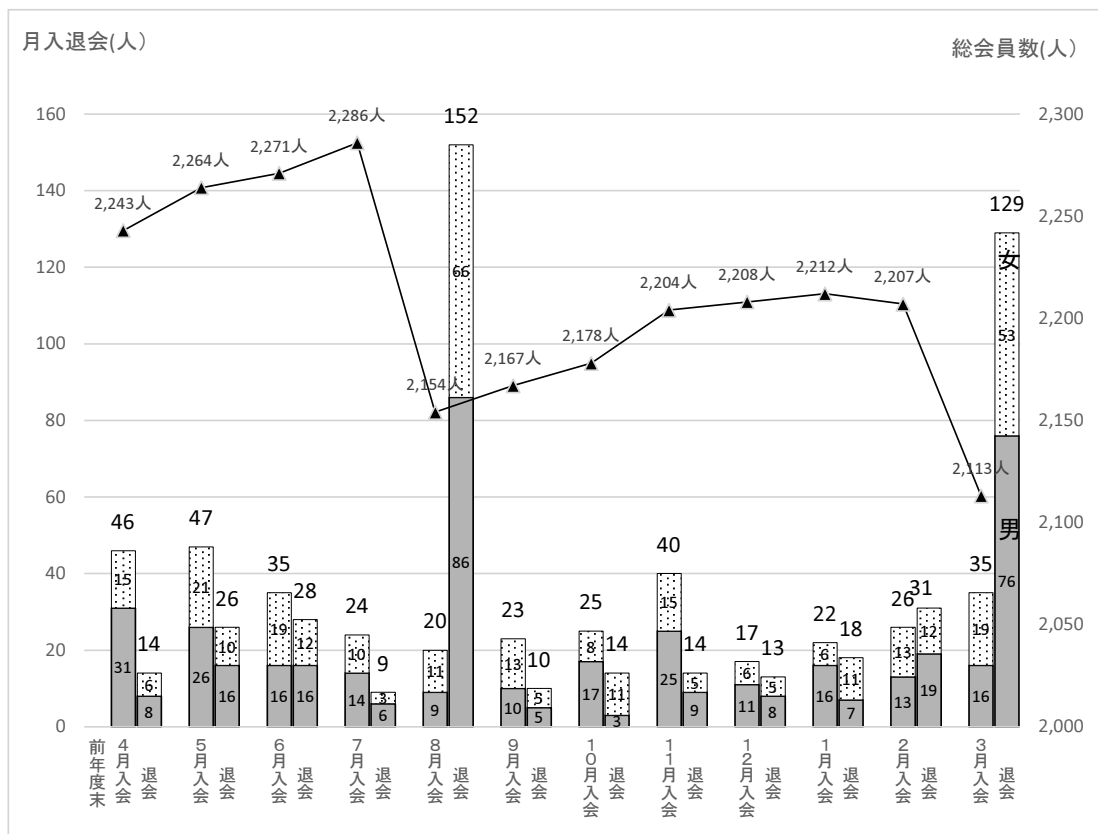
近畿シルバー人材センター連絡協議会

開催日	会議名	会場	開催日	会議名	会場
R4.6.21	定期総会・役員研修会	ホテルグランヴィア和歌山	R4.9.21・22	管内職員研修会	ホテル日航奈良

(公社)全国シルバー人材センター事業協会

開催日	会議名	会場
R4.6.23	定時総会	中野サンプラザ

令和4(2022)年度 会員入退会状況と月末会員数



会員数

	男	女	計
入会者数	204	156	360
退会者数	259	199	458
年度末会員数	1,253	860	2,113

会員平均年齢

	男	女	計
入会者	69.7	70.2	69.9
退会者	73.7	73.9	73.8
年度末現会員	73.3	73.0	73.2

令和4年度職業別事業実績一覧表(請負・委任)

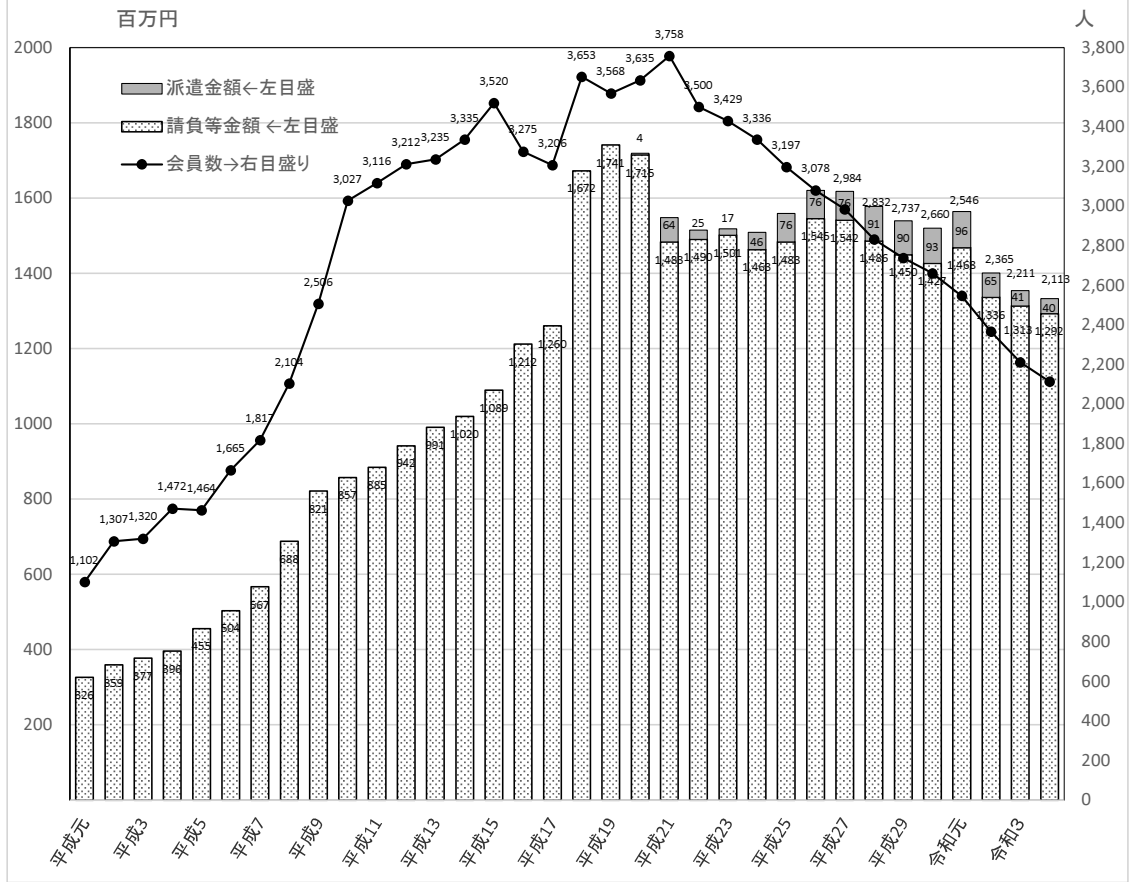
区分 職業	契約件数 件			契約金額 円			就業 延人員 人
	民間事業	公共事業	合計	民間事業	公共事業	合計	
管理的	0	0	0	0	0	0	0
専門的・技術的	21	0	21	1,477,672	0	1,477,672	210
事務的	473	32	505	46,630,350	3,350,084	49,980,434	9,049
販売	140	0	140	16,487,035	0	16,487,035	3,820
サービス	3,074	294	3,368	286,978,622	36,234,539	323,213,161	69,603
保安	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業	2,567	38	2,605	76,593,863	34,524,959	111,118,822	11,235
生産工程	614	0	614	126,234,487	0	126,234,487	20,017
輸送・機械運 転	17	0	17	3,045,518	0	3,045,518	384
建設・採掘	86	0	86	5,068,004	0	5,068,004	636
運搬・清掃・ 包装等	8,223	671	8,894	418,485,721	237,255,362	655,741,083	127,055
合計	15,215	1,035	16,250	981,001,272	311,364,944	1,292,366,216	242,009

年度別事業実績一覧表(請負・委任)

年度	会 員 数 (人)			就 業 実人員 ^(A)	就 業 延人員 ^(B)	契約件数 (件)	契約金額 (円)	配分金 (円)
	男	女	計					
平成元	730	372	1,102	754	73,709	3,015	326,152,135	297,099,817
平成2	805	502	1,307	655	76,173	3,263	358,980,198	331,067,503
平成3	797	523	1,320	667	78,778	3,293	376,871,556	351,185,686
平成4	849	623	1,472	682	80,327	3,284	395,873,127	368,386,852
平成5	830	634	1,464	815	90,466	3,670	455,417,104	421,570,375
平成6	974	691	1,665	1,050	100,692	4,379	503,510,275	464,086,028
平成7	1,083	734	1,817	1,193	111,190	5,344	566,788,643	521,311,284
平成8	1,255	849	2,104	1,380	131,463	6,542	688,192,721	632,232,299
平成9	1,547	959	2,506	1,547	149,888	7,646	821,199,915	754,350,017
平成10	1,910	1,117	3,027	1,842	164,803	8,710	857,469,346	787,627,021
平成11	1,996	1,120	3,116	1,807	175,298	9,339	884,758,780	813,150,533
平成12	2,069	1,143	3,212	1,834	188,587	9,897	941,780,235	868,206,747
平成13	2,088	1,147	3,235	1,933	199,776	10,348	990,568,528	911,021,907
平成14	2,162	1,173	3,335	1,974	209,065	10,578	1,019,741,964	938,937,988
平成15	2,264	1,256	3,520	2,266	225,409	11,661	1,089,164,428	1,002,715,016
平成16	2,078	1,197	3,275	2,303	264,374	13,011	1,211,957,160	1,111,936,957
平成17	2,024	1,182	3,206	2,313	278,802	13,857	1,260,156,979	1,161,034,267
平成18	2,335	1,318	3,653	2,809	350,704	17,577	1,672,388,775	1,540,436,003
平成19	2,251	1,317	3,568	2,865	369,783	18,741	1,740,931,494	1,605,697,592
平成20	2,309	1,326	3,635	2,935	367,967	18,975	1,714,604,640	1,581,677,795
平成21	2,351	1,407	3,758	2,826	319,659	17,871	1,483,441,272	1,363,011,005
平成22	2,168	1,332	3,500	2,865	311,446	17,727	1,489,868,658	1,366,762,792
平成23	2,081	1,348	3,429	2,627	315,831	18,645	1,500,954,115	1,374,006,918
平成24	1,996	1,340	3,336	2,568	318,082	19,151	1,462,773,389	1,340,274,757
平成25	1,899	1,298	3,197	2,488	316,351	19,520	1,482,989,713	1,353,352,425
平成26	1,826	1,252	3,078	2,435	316,649	19,823	1,545,133,031	1,400,810,629
平成27	1,770	1,214	2,984	2,395	317,285	19,591	1,541,658,804	1,399,622,733
平成28	1,683	1,149	2,832	2,269	307,636	19,272	1,486,224,243	1,341,969,939
平成29	1,640	1,097	2,737	2,223	297,080	18,747	1,449,734,923	1,307,972,315
平成30	1,595	1,065	2,660	2,217	286,015	18,229	1,426,649,121	1,284,315,356
令和元	1,501	1,045	2,546	2,119	284,714	18,123	1,468,456,331	1,310,743,178
令和2	1,402	963	2,365	1,970	256,136	16,980	1,336,014,247	1,188,956,613
令和3	1,308	903	2,211	1,883	250,560	16,485	1,312,817,700	1,170,222,568
令和4	1,253	860	2,113	1,867	242,009	16,250	1,292,366,216	1,148,442,428

※ H18(2006).4.1 夢前町、香寺町、安富町、家島町のシルバー人材センターを統合

契約金額と会員数の推移 平成元年度～令和4年度



年度別事業実績一覧表(派遣事業)

年度	契約件数 (件)	就業実人員 (人)	就業延人員 (人)	契約金額 (円)
平成20	44	37	972	4,209,003
平成21	584	126	14,330	64,215,896
平成22	304	50	6,439	25,332,941
平成23	203	30	4,069	16,895,748
平成24	552	94	10,189	46,206,801
平成25	815	105	16,106	75,854,921
平成26	785	97	15,354	75,654,060
平成27	511	110	13,241	76,440,323
平成28	581	103	15,721	91,415,726
平成29	610	113	15,405	90,126,480
平成30	693	109	16,411	93,491,555
令和元	798	114	16,744	96,051,868
令和2	512	95	11,261	64,851,260
令和3	273	38	6,878	41,099,424
令和4	309	42	6,461	40,281,738

(公社)兵庫県シルバー人材センター協会姫路市事務所

請負・委任と派遣の合計

契約件数 (件)	就業実人員 (人)	就業延人員 (人)	契約金額 (円)
19,019	2,972	368,939	1,718,813,643
18,455	2,952	333,989	1,547,657,168
18,031	2,915	317,885	1,515,201,599
18,848	2,657	319,900	1,517,849,863
19,703	2,662	328,271	1,508,980,190
20,335	2,593	332,457	1,558,844,634
20,608	2,532	332,003	1,620,787,091
20,102	2,505	330,526	1,618,099,127
19,853	2,372	323,357	1,577,639,969
19,357	2,336	312,485	1,539,861,403
18,922	2,326	302,426	1,520,140,676
18,921	2,233	301,458	1,564,508,199
17,492	2,061	267,397	1,400,865,507
16,758	1,919	257,438	1,353,917,124
16,559	1,907	248,470	1,332,647,954

※令和2年度より総実人員を採用
(請負と派遣で就業がある場合は1人とカウント)

貸借対照表

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	176,720	176,720	0
普通預金	167,847,071	166,471,218	1,375,853
未収金	111,049,832	111,544,617	△ 494,785
前払金	569,428	524,508	44,920
仮払金	0	0	0
立替金	190,803	194,753	△ 3,950
流動資産合計	279,833,854	278,911,816	922,038
2 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	7,973,511	6,471,480	1,502,031
減価償却引当資産	28,252,776	27,573,287	679,489
財政運営資金積立資産	117,745,289	117,745,309	△ 20
記念事業積立資産	9,000,000	9,000,000	0
事務所移転積立資産	6,000,016	1,000,008	5,000,008
特定資産合計	168,971,592	161,790,084	7,181,508
(2) その他固定資産			
建物	794,918	1,015,388	△ 220,470
車両運搬具	299,474	8	299,466
什器備品	1,724,257	2,329,808	△ 605,551
電話加入権	544,110	544,110	0
預託金	45,830	71,100	△ 25,270
その他固定資産計	3,408,589	3,960,414	△ 551,825
固定資産合計	172,380,181	165,750,498	6,629,683
資産合計	452,214,035	444,662,314	7,551,721
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	100,651,568	102,324,558	△ 1,672,990
預り金	691,720	177,567	514,153
前受金	110,400	7,200	103,200
流動負債合計	101,453,688	102,509,325	△ 1,055,637
2 固定負債			
退職給付引当金	7,973,511	6,471,480	1,502,031
固定負債合計	7,973,511	6,471,480	1,502,031
負債合計	109,427,199	108,980,805	446,394
III 正味財産の部			
1 一般正味財産			
一般正味財産合計	342,786,836	335,681,509	7,105,327
(うち特定資産充当額)	(168,971,592)	(161,790,084)	(7,181,508)
正味財産合計	342,786,836	335,681,509	7,105,327
負債及び正味財産合計	452,214,035	444,662,314	7,551,721

令和4年度 正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	1,292,306,666	1,312,817,700	△ 20,511,034
受取配分金	1,148,442,428	1,170,222,568	△ 21,780,140
受取材料費等	45,953,675	43,207,935	2,745,740
受取事務費	97,910,563	99,387,197	△ 1,476,634
労働者派遣事業等受託収益	3,173,500	4,053,500	△ 880,000
労働者派遣事業受託収益	3,173,500	4,053,500	△ 880,000
職業紹介事業受託収益	0	155,212	△ 155,212
職業紹介事業受託収益	0	155,212	△ 155,212
受取会費	5,066,600	5,248,600	△ 182,000
正会員受取会費	5,066,600	5,248,600	△ 182,000
受取補助金等	42,800,000	41,000,000	1,800,000
受取連合交付金	14,000,000	14,000,000	0
受取市補助金	28,800,000	27,000,000	1,800,000
移転補償金	0	0	0
雑収益	301,485	3,491,696	△ 3,190,211
受取利息	651	887	△ 236
雑収益	300,834	3,490,809	△ 3,189,975
経常収益計	1,343,648,251	1,366,766,708	△ 23,118,457
(2) 経常費用			
事業費	1,318,351,406	1,339,915,825	△ 21,564,419
支払配分金	1,148,442,428	1,170,222,568	△ 21,780,140
支払材料費等	24,832,051	23,496,652	1,335,399
給料手当	26,144,937	25,928,169	216,768
臨時雇賃金	28,446,047	31,655,135	△ 3,209,088
法定福利費	9,958,924	10,361,424	△ 402,500
退職給付費用	3,388,401	3,088,152	300,249
福利厚生費	628,706	571,608	57,098
会議費	51,194	101,313	△ 50,119
旅費交通費	142,140	102,830	39,310
通信運搬費	7,216,542	7,385,878	△ 169,336
減価償却費	1,279,489	951,145	328,344
什器備品費	34,085	325,160	△ 291,075
消耗品費	5,995,800	4,698,358	1,297,442
修繕費	1,580,049	1,210,282	369,767
印刷製本費	3,084,878	3,235,913	△ 151,035
光熱水料費	1,304,684	1,154,731	149,953
賃借料	12,867,502	11,229,141	1,638,361
保険料	13,575,659	13,495,046	80,613

科 目	当年度	前年度	増減
諸謝金	12,864,892	13,259,629	△ 394,737
租税公課	7,558,183	8,862,179	△ 1,303,996
支払負担金	28,450	34,450	△ 6,000
委託費	7,342,044	4,635,408	2,706,636
教材費	230,040	180,394	49,646
雑費	1,354,281	3,730,260	△ 2,375,979
管理費	18,541,505	16,766,217	1,775,288
役員報酬	9,135,924	8,012,563	1,123,361
給料手当	2,262,938	1,462,339	800,599
法定福利費	1,698,933	1,505,559	193,374
退職給付費用	288,360	253,368	34,992
福利厚生費	81,163	19,769	61,394
会議費	398,082	445,309	△ 47,227
旅費交通費	391,657	218,000	173,657
通信運搬費	715,920	842,766	△ 126,846
消耗品費	50,646	44,122	6,524
印刷製本費	486,956	556,210	△ 69,254
光熱水料費	90,576	78,293	12,283
賃借料	316,050	293,160	22,890
保険料	104,850	104,850	0
支払負担金	435,300	414,300	21,000
委託費	2,019,850	2,456,220	△ 436,370
雑費	64,300	59,389	4,911
経常費用計	1,336,892,911	1,356,682,042	△ 19,789,131
評価損益等調整前当期経常増減額	6,755,340	10,084,666	△ 3,329,326
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	6,755,340	10,084,666	△ 3,329,326
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	349,987	0	349,987
車両運搬具売却益	349,987	0	349,987
経常外収益計	349,987	0	349,987
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	0	0
車両運搬具除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
建物除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	349,987	0	349,987
当期一般正味財産増減額	7,105,327	10,084,666	△ 2,979,339
一般正味財産期首残高	335,681,509	325,596,843	
一般正味財産期末残高	342,786,836	335,681,509	△ 2,979,339
Ⅱ 正味財産期末残高	342,786,836	335,681,509	△ 2,979,339

令和4年度 正味財産増減計算書内訳表

(単位:円)

科目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	1,286,093,332	1,944,839	4,268,495	1,292,306,666
受取配分金	1,148,442,428			1,148,442,428
受取材料費等	45,953,675			45,953,675
受取事務費	91,697,229	1,944,839	4,268,495	97,910,563
労働者派遣事業等受託収益	3,173,500			3,173,500
労働者派遣事業受託収益	3,173,500			3,173,500
職業紹介事業受託収益				
職業紹介事業受託収益				
受取会費	2,533,300		2,533,300	5,066,600
正会員受取会費	2,533,300		2,533,300	5,066,600
受取補助金等	31,060,290		11,739,710	42,800,000
受取連合交付金	14,000,000			14,000,000
受取市補助金	17,060,290		11,739,710	28,800,000
移転補償金				
雑収益	301,485			301,485
受取利息	651			651
雑収益	300,834			300,834
経常収益計	1,323,161,907	1,944,839	18,541,505	1,343,648,251
(2) 経常費用				
事業費	1,316,406,567	1,944,839		1,318,351,406
支払配分金	1,148,442,428			1,148,442,428
支払材料費等	24,832,051			24,832,051
給料手当	26,144,937			26,144,937
臨時雇賃金	28,446,047			28,446,047
法定福利費	9,958,924			9,958,924
退職給付費用	3,388,401			3,388,401
福利厚生費	628,706			628,706
会議費	44,818	6,376		51,194
旅費交通費	95,760	46,380		142,140
通信運搬費	7,216,542			7,216,542
減価償却費	1,279,489			1,279,489
什器備品費	34,085			34,085
消耗品費	5,603,687	392,113		5,995,800
修繕費	1,580,049			1,580,049
印刷製本費	3,082,038	2,840		3,084,878
光熱水料費	1,304,514	170		1,304,684
賃借料	12,578,387	289,115		12,867,502
保険料	13,469,579	106,080		13,575,659

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
諸謝金	12,809,207	55,685		12,864,892
租税公課	7,558,183			7,558,183
支払負担金	4,000	24,450		28,450
委託費	6,320,414	1,021,630		7,342,044
教材費	230,040			230,040
雑費	1,354,281			1,354,281
管理費			18,541,505	18,541,505
役員報酬			9,135,924	9,135,924
給料手当			2,262,938	2,262,938
法定福利費			1,698,933	1,698,933
退職給付費用			288,360	288,360
福利厚生費			81,163	81,163
会議費			398,082	398,082
旅費交通費			391,657	391,657
通信運搬費			715,920	715,920
消耗品費			50,646	50,646
印刷製本費			486,956	486,956
光熱水料費			90,576	90,576
賃借料			316,050	316,050
保険料			104,850	104,850
支払負担金			435,300	435,300
委託費			2,019,850	2,019,850
雑費			64,300	64,300
経常費用計	1,316,406,567	1,944,839	18,541,505	1,336,892,911
評価損益等調整前当期経常増減額	6,755,340			6,755,340
特定資産評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	6,755,340			6,755,340
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
車両運搬具売却益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産売却(除却)損				
車両運搬具除却損	349,987			349,987
什器備品除却損				
建物除却損				
経常外費用計	349,987			349,987
当期経常外増減額	349,987			349,987
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	7,105,327			7,105,327
一般正味財産期首残高	335,681,509			335,681,509
一般正味財産期末残高	342,786,836			342,786,836
Ⅱ 正味財産期末残高	342,786,836			342,786,836

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、定額法により直接減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上方法

退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業共済センター退職共済給付額を控除した金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2 特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
特定資産				
退職給付引当資産	6,471,480	1,502,031	0	7,973,511
減価償却引当資産	27,573,287	1,279,489	600,000	28,252,776
財政運営資金積立資産	117,745,309	200	220	117,745,289
記念事業積立資産	9,000,000	0	0	9,000,000
事務所移転積立資産	1,000,008	5,000,008	0	6,000,016
合 計	161,790,084	7,781,728	600,220	168,971,592

3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	7,973,511	(0)	(7,973,511)	(7,973,511)
減価償却引当資産	28,252,776	(0)	(28,252,776)	(0)
財政運営資金積立資産	117,745,289	(0)	(117,745,289)	(0)
記念事業積立資産	9,000,000	(0)	(9,000,000)	(0)
事務所移転積立資産	6,000,016	(0)	(6,000,016)	(0)
合 計	168,971,592	(0)	(168,971,592)	(7,973,511)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	3,127,989	2,333,071	794,918
車両運搬具	7,412,265	7,112,791	299,474
什器備品	6,653,030	4,928,773	1,724,257
合計	17,193,284	14,374,635	2,818,649

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 運営補助金	兵庫県シルバー 人材センター協会	0	14,000,000	14,000,000	0	
運営補助金	姫路市	0	28,800,000	28,800,000	0	
合計		0	42,800,000	42,800,000	0	

付属明細書

1 特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載していることと重複しているので省略しました。

2 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	6,471,480	1,502,031	0	0	7,973,511

財 産 目 録

令和5年3月31日

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	両替用	176,720
	預金	普通預金		
		三井住友銀行姫路市役所出張所	運転資金として	129,466,153
		三井住友銀行姫路市役所出張所(会費)	"	0
		兵庫西農業協同組合姫路中央支店	"	15,310,055
		但陽信用金庫香呂支店	"	23,063,663
		郵便振替口座 (会費)	"	7,200
	未収金	受託事業収入等	公益目的事業実施に伴う未収金	111,049,832
	前払金	賠償保険料・会場使用料等	保険料等	569,428
	仮払金	通信運搬費仮払		0
	立替金	職員の労働保険料		190,803
流動資産合計				279,833,854
(固定資産)				
特定資産				
	退職給付引当資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(普通)	職員の退職金	7,973,511
	減価償却引当資産	兵庫西農業協同組合姫路中央支店(定期)	固定資産取得資金	10,000,000
		姫路信用金庫野田支店(普通)	"	18,252,776
	財政運営資金積立資産	姫路信用金庫野田支店(定期)	公益目的事業の運営のために保有する定期預金及び普通預金	10,000,000
		姫路信用金庫野田支店(普通)		49,946,979
		三井住友信託銀行姫路支店(定期)		10,000,000
		三井住友信託銀行姫路支店(普通)		47,798,310
	記念事業積立資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(定期)	記念事業資金	9,000,000
	事務所移転積立資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(普通)	事務所移転資金	6,000,016
その他の固定資産	建 物	ユニットハウス等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	794,918
	車両運搬具	自動車等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	299,474
	什器備品	芝刈機等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	1,724,257
	電話加入権	8回線		544,110
	預託金	自動車リサイクル料	公益目的保有財産	45,830
固定資産合計				172,380,181
資 産 合 計				452,214,035
(流動負債)				
	未払金	会員配分金、賃金未払分等	公益目的事業に伴う配分金等の未払金額	100,651,568
	預り金	職員	職員の社会保険料	691,720
	前受金	会員	会費	110,400
流動負債合計				101,453,688
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職に支払に備えたもの	7,973,511
固定負債合計				7,973,511
負債合計				109,427,199
正味財産				342,786,836

監査報告書

令和5年 5月19日

公益社団法人姫路市シルバー人材センター
理事長 高島 隆三郎 様

監事 堤 修



監事 西松 洋一郎



私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

第3号議案

特別会員の承認について

定款第5条第1項第2号に基づき次の者を特別会員にすることについて総会の承認を求めます。

貞 廣 始

元姫路市理事

増 田 泰 之

税理士

第4号議案

役員を選任について

定款第21条第1項に基づき、次のとおり役員を選任することについて総会の承認を求めます。

役職名	氏名	備考
理事	浅田 敦之	姫路商工会議所理事兼事務局長
理事	和泉 俊員	会 員
理事	伊藤 恵介	姫路経営者協会専務理事
理事	貞 廣 始	元姫路市理事
理事	高島 隆三郎	姫路商工会議所常議員
理事	高寄 辰則	元姫路市参事
理事	長田 秀人	姫路市連合自治会副会長
理事	難波 功	姫路市老人クラブ連合会会長
理事	福永安洋	元姫路市参事
理事	舟引 隆文	元姫路市理事
理事	兵頭 康	会 員
理事	宮脇 三幸	会 員
理事	柳田 栄作	姫路市産業局長
理事	山口 福夫	元姫路市主幹
理事	山本 茂善	会 員
監事	堤 修	元姫路市理事
監事	増田 泰之	税理士

第5号議案

公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款の改正について

- 1 改正内容
役員の設定について、理事の人数を12名以上18名以内に変更する。
- 2 改正理由
法人運営にあたる役員を事業規模に合わせた人数へと変更する。
- 3 施行日
令和5年6月19日
- 4 改正案
下記のとおり

新旧対照表

(公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款)

現 行	改正案
<p>(役員の設定)</p> <p>第20条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>15名以上20名以内</u></p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(役員の設定)</p> <p>第20条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>12名以上18名以内</u></p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この定款は、令和5年6月19日から施行する。</u></p>

第6号議案

理事長に対する権限委任について

本日の議決のうち、次に該当する字句修正の権限を理事長に委任することについて、総会の承認を求めます。

- 1 内容に変更をきたさない軽微な事項の修正並びに違算又は誤字の修正
- 2 法令に基づく処分又は行政庁の指示による修正

第1号報告

令和5（2023）年度事業計画

基本方針

我が国経済は、輸出や生産においてはやや弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあり景気の回復が期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中で海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があり、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくべく、今後とも大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めるものとされている。一方で我が国の少子高齢化の進展による労働力の不足は歯止めがかからず、シルバー人材センターには高齢者の就業や社会参加の促進を担う役割が求められている。当センターとしても関係団体との連携により地域での就業機会を確保し、基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと高齢者の能力を發揮できる組織として強化を図るため、「会員のデジタル利用推進事業」に取り組み、当センターがデジタル社会に取り残されることなく地域社会に貢献することを目指します。また、令和5年10月からインボイス制度が導入されるとセンターの運営に影響及ぼすことから、財政状況をみながら適宜対応していく必要がある。このような状況のもと、今年度は次に掲げる事業を実施する。

実施計画

1 会員の確保及び育成〔公益目的事業〕

- (1) 会員増強策として夫婦会員制度を継続実施し、さらに女性の活躍できる組織づくりを強化するとともに会員確保に取り組む。
年度目標として会員数2,300人を目指す。
- (2) 従来の入会説明会に加え地域に出向いての説明会を開催するとともに、オンラインによる入会説明会システムを充実させ、入会希望者の利便性を図る。
- (3) 入会者増加に向け、姫路市やハローワークなどの主催する行事、高齢者が集うセミナーなどで、シルバー人材センターの魅力を市民にPRしていく。
- (4) 各種講習会の実施内容を見直し、会員の資質向上及び育成を図る。
- (5) 市内関係団体に要請し会員募集チラシを設置、センターで会員募集チラシの配布、を実施するなど入会者数の拡大に努める。
- (6) 未就業会員への就業サポートを充実させるとともに会員の能力や適性にマッチした就業先の開拓に努めることにより退会者の抑制につなげる。
- (7) 会員相互の交流の機会を充実させ会員の仲間意識、所属意識を醸成し会員を確保する。
- (8) 会員によるシルバー人材センター事業の周知活動を継続して奨励し、会員紹介制度を充実させ新入会員を増加させる。
- (9) 4連絡所においては、地域密着型の活動を展開し新入会員の確保に努める。

2 就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究〔公益目的事業〕

- (1) 会報「姫路するばあ」及び「会員だより」を通して、会員及び関係団体等に種々の情報を提供する。また、会員の就業機会の確保や事業の普及啓発活動を推進するため、一新したホームページを有効利用しPRの強化を図る。
- (2) 常時、会員の適性や希望並びに就業先からの要請、新規就業先等の把握に努めることにより、会員及び就業先にとって最適のタイミングで就業を確保していく。
- (3) 姫路市、(公社)兵庫県シルバー人材センター協会(以下「兵シ協」という。)、(公社)全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)等と連携し高齢者の就業に関する情報を収集し事業の充実に努める。

3 就業相談の実施〔公益目的事業〕

- (1) 新入会登録手続き後、従来の就業相談に加えて、希望職種に沿った就業相談の実施に努める。
- (2) 就業相談を毎月実施し、未就業者の解消に努め就業率の向上を図る。
- (3) 就業相談では、会員のニーズを把握し就業のミスマッチの防止に努める。

4 就業機会の確保及び提供〔公益目的事業〕

- (1) 会員からの提案により会員自らが創意工夫する仕事を採用することで、就業機会の拡大・確保を図るため、提案型就業機会創出事業を継続的に実施する。
- (2) SDGs(持続可能な開発目標)の実現のため、センター及び会員ができることに積極的に取り組み、地域に根差した組織の発展を目指す。
- (3) デジタル化整備促進事業を活用し、就業環境のデジタル化を目指す。
- (4) 会員のデジタル利用推進事業として、会員向けスマホ教室等を開催しデジタル化を推進する。
- (5) 地域社会への貢献及び会員の就業機会を確保するため、傾聴講座を実施し傾聴事業の立ち上げを目指す。
- (6) 空き家管理事業を市関係部署と連携し引き続きPRを行う。
- (7) 独自事業としてシルバー観光ガイド事業運営の効率化に努め、事業の継続を図る。
- (8) 家事援助、子育て支援サービス事業について、就業に生かせる料理教室を開催し、会員が活躍できる体制づくりに努める。
- (9) 中長期的な市の公共事業への就業開拓を図る。
- (10) サービス業等の人手不足分野、介護・育児などの現役世代を支える分野の派遣による就業の促進を図る。
- (11) 全シ協の「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に併せてパンフレットを全戸配布し、就業機会の増加に努める。
- (12) 事業所及び一般家庭に対してPR活動を積極的に行い就業機会の確保に努める。
- (13) 兵シ協が実施する一般労働者派遣事業(シルバー派遣事業)の実施事業所として、会員のシルバー派遣事業への就業を支援する。

(14) 兵シ協が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、職業紹介事業に取り組む。

5 安全・適正就業対策の推進（「事故0」を目指す）〔公益目的事業〕

- (1) 会員だよりの発行に併せて、「安全だより」を発行し、健康管理をはじめ事故防止の啓発記事を掲載し、会員の健康・安全意識の向上に努め、きめ細かな安全対策への取り組みを実施する。また、自己の身体機能を把握するために定期健康診断受診などを呼びかけ安全就業を確保する。
- (2) 適正な受託と就業のため、受注時には危険・有害作業等の峻別、現場確認等を行うなど事故の未然防止、担当職員による自主点検表を用いて適正就業に努める。
- (3) 「会員の就業制限に係る基準」に基づき、ナイロンコードカッターの原則使用禁止を徹底し会員の安全就業意識の向上、就業中の傷害事故及び賠償事故の防止に努める。
- (4) 安全パトロールの実施内容を強化し、会員に対する安全・適正就業の徹底を図る。重篤事故発生業務については、重点的にパトロールを実施する。
- (5) 事故が発生した場合においては、適宜現場検証を実施し、原因を調査の上、再発防止に努める。
- (6) 草刈り、植木剪定会員に対しヘルメット・安全帯等安全用具の着用及び安全就業基準の遵守を徹底する。
- (7) 刈払機除草作業においては、飛散の少ないチップソーを推奨し、防護ネットの徹底、作業前チェックの励行により事故の防止を図る。
- (8) 講習会等あらゆる機会を活用し、安全就業についての意識を高めるとともに事故会員には講習会参加を強く呼びかけ全員参加を図る。
- (9) 自動車・自転車の交通安全講習会を実施するなど、会員の安全に対する自覚を促し意識の向上を図ることにより、就業途上、帰宅途上の交通事故減少を図る。
- (10) 安全就業強化月間（7月）を設定し、健康・安全に対する意識を高める。
- (11) 作業現場でチェーンソーを使用する会員については、講習会への参加を強く呼びかけ保護衣着用の徹底を図る。
- (12) 「適正就業基準」の施行に伴い、会員の就業時間や就業期間の適正化を図る。
- (13) 「会員立替払等事務取扱要領」の施行に伴い、会員就業時の適切な経費の立替処理を徹底する。
- (14) 健康体操講座を開催し、フレイル予防・事故防止につなげる。

6 運営体制の充実強化〔法人としての一般事業〕

- (1) 理事会、部会を随時開催し、事業運営の最適化、就業機会の開拓、会員の確保及び安全・適正就業等、事業計画の着実な推進に向け組織的に取り組む。
- (2) 事務局と地域班長との連携を強化し、会員と一体となった組織運営に努める。
- (3) 地域社会への貢献活動としてボランティア活動を充実させ、会員の共働、共助意識の醸成に努める。
- (4) 国・県・市が実施する補助事業に積極的に取り組み、公共政策実現の一翼を担うとともに財政及び組織基盤を充実させる。

- (5) 職員の資質の向上を図り、その能力を最大限に引き出すため研修に参加し、適正な役割分担のもとに組織体制の見直しを図る。
- (6) 職員の意識改革、コミュニケーションの向上、情報の共有化を推進することにより事務局全体の能力向上を図る。
- (7) 令和 5 年 10 月から導入されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）はセンターの運営に大きな影響を及ぼすため、運営経費削減に努め、財政状況を勘案し対応を図る。

7 魅力あるセンターづくりの推進 [共益事業]

- (1) 会員向けの事業としてバス旅行を実施し、会員間の交流・親睦を図る。
- (2) センター事業の目的や仕組み、事業活動を広く市民にPRするとともに会員相互の交流・親睦を深めるため、「姫路シルバーまつり」を開催する。

第2号報告

令和5（2023）年度 収 支 予 算 書

（資金調達及び設備投資の見込みについて）

（単位：千円）

科 目	予算額	前年度当初予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	1,554,269	1,575,048	△ 20,779
受取配分金	1,409,681	1,434,581	△ 24,900
受取材料費等	20,000	20,000	0
受取事務費	124,588	120,467	4,121
労働者派遣事業等受託収益	10,440	7,200	3,240
労働者派遣事業受託収益	10,440	7,200	3,240
職業紹介事業受託収益	1	1	0
職業紹介事業受託収益	1	1	0
受取会費	6,240	6,240	0
正会員受取会費	6,240	6,240	0
受取補助金等	43,000	42,800	200
受取連合交付金	14,000	14,000	0
受取市補助金	29,000	28,800	200
移転補償金	0	0	0
雑収益	310	50	260
受取利息	10	10	0
雑収益	300	40	260
経常収益計	1,614,260	1,631,339	△ 17,079
(2) 経常費用			
事業費	1,606,141	1,609,803	△ 3,662
支払配分金	1,409,681	1,434,581	△ 24,900
支払材料費等	20,000	20,000	0
給料手当	29,836	26,605	3,231
臨時雇賃金	32,421	30,719	1,702
法定福利費	11,172	10,096	1,076
退職給付費用	3,996	3,630	366
福利厚生費	588	629	△ 41
会議費	117	205	△ 88
旅費交通費	401	316	85
通信運搬費	10,244	8,124	2,120
減価償却費	1,573	956	617
什器備品費	766	406	360
消耗品費	6,545	7,826	△ 1,281
修繕費	1,701	1,620	81
印刷製本費	3,851	3,372	479
光熱水料費	1,748	1,356	392
賃借料	14,912	14,826	86

科 目	予算額	前年度当初予算額	増 減
保険料	14,392	13,913	479
諸謝金	13,547	13,263	284
租税公課	21,175	8,380	12,795
支払負担金	400	400	0
委託費	6,596	7,927	△ 1,331
教材費	129	254	△ 125
雑費	350	399	△ 49
管理費	20,934	21,536	△ 602
役員報酬	10,242	10,433	△ 191
給料手当	1,618	1,519	99
法定福利費	1,740	1,580	160
退職給付費用	342	318	24
福利厚生費	43	32	11
会議費	1,012	1,539	△ 527
旅費交通費	1,034	944	90
通信運搬費	768	1,190	△ 422
消耗品費	50	50	0
印刷製本費	948	736	212
光熱水料費	118	96	22
賃借料	360	405	△ 45
保険料	110	110	0
支払負担金	477	419	58
委託費	1,979	2,072	△ 93
雑費	93	93	0
經常費用計	1,627,075	1,631,339	△ 4,264
評価損益等調整前当期經常増減額	0	0	0
特定資産評価損益等	△ 12,815	0	△ 12,815
評価損益等計	△ 12,815	0	△ 12,815
当期經常増減額	△ 12,815	0	△ 12,815
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
固定資産売却（除却）損	0	0	0
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 12,815	0	△ 12,815
一般正味財産期首残高	230,259	230,259	0
一般正味財産期末残高	217,444	230,259	△ 12,815
II 正味財産期末残高	217,444	230,259	△ 12,815

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：千円)

科目	予算額	前年度予算額	増 減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
固定資産売却収入	1	1	0
車輛運搬具売却収入	1	1	0
敷金・保証金等戻り収入	1	1	0
預託金戻り収入	1	1	0
特定資産取崩収入	4	4	0
退職給付引当資産取崩収入	1	1	0
減価償却引当資産取崩収入	1	1	0
財政運営資金積立資産取崩収入	1	1	0
記念事業積立資産取崩収入	1	1	0
事務所移転積立資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	6	6	0
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	1	1	0
車輛運搬具購入支出	1	1	0
敷金・保証金等支出	1	1	0
預託金支出	1	1	0
特定資産取得支出	3,525	2,654	871
退職給付引当資産取得支出	2,200	1,696	504
減価償却引当資産取得支出	1,323	956	367
財政運営資金積立資産取得支出	1	1	0
記念事業積立資産取得支出	0	0	0
事務所移転積立資産取得支出	1	1	0
投資活動支出計	3,527	2,656	871
【財務活動収支の部】			
〈財務活動収入〉			
財務活動収入計	0	0	0
〈財務活動支出〉			
財務活動支出計	0	0	0

1. 配分金収入の増加に連動する支出に限り予算を超えて執行することができる。

令和5(2023)年度 収支予算書内訳表

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	1,545,379	2,861	6,029	1,554,269
受取配分金	1,409,681			1,409,681
受取材料費等	20,000			20,000
受取事務費	115,698	2,861	6,029	124,588
労働者派遣事業等受託収益	10,440			10,440
労働者派遣事業受託収益	10,440			10,440
職業紹介事業受託収益	1			1
職業紹介事業受託収益	1			1
受取会費	3,120		3,120	6,240
正会員受取会費	3,120		3,120	6,240
受取補助金等	31,215		11,785	43,000
受取連合交付金	14,000		0	14,000
受取市補助金	17,215		11,785	29,000
雑収益	310			310
受取利息	10			10
雑収益	300			300
経常収益計	1,590,465	2,861	20,934	1,614,260
(2) 経常費用				
事業費	1,603,280	2,861		1,606,141
支払配分金	1,409,681			1,409,681
支払材料費等	20,000			20,000
給料手当	29,836			29,836
臨時雇賃金	32,421			32,421
法定福利費	11,172			11,172
退職給付費用	3,996			3,996
福利厚生費	588			588
会議費	45	72		117
旅費交通費	324	77		401
通信運搬費	10,244			10,244
減価償却費	1,573			1,573
什器備品費	766			766
消耗品費	5,945	600		6,545
修繕費	1,701			1,701
印刷製本費	3,741	110		3,851
光熱水料費	1,748			1,748
賃借料	14,562	350		14,912
保険料	14,285	107		14,392
諸謝金	13,547			13,547

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
租税公課	21,175			21,175
支払負担金	0	400		400
委託費	5,451	1,145		6,596
教材費	129			129
雑費	350			350
管理費			20,934	20,934
役員報酬			10,242	10,242
給料手当			1,618	1,618
法定福利費			1,740	1,740
退職給付費用			342	342
福利厚生費			43	43
会議費			1,012	1,012
旅費交通費			1,034	1,034
通信運搬費			768	768
消耗品費			50	50
印刷製本費			948	948
光熱水料費			118	118
賃借料			360	360
保険料			110	110
支払負担金			477	477
委託費			1,979	1,979
雑費			93	93
経常費用計	1,603,280	2,861	20,934	1,627,075
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	0
特定資産評価損益等	△12,815	0	0	△12,815
評価損益等計	△12,815	0	0	△12,815
当期経常増減額	△12,815	0	0	△12,815
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	0			0
車両運搬具売却益	0			0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
固定資産売却(除却)損	0			0
車両運搬具除却損	0			0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額				0
当期一般正味財産増減額	△12,815	0	0	△12,815
一般正味財産期首残高	230,259			230,259
一般正味財産期末残高	217,444			217,444
II 正味財産期末残高	217,444			217,444

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入の予定なし

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の内容	支出予定額	資金調達方法
なし	0	

永年会員表彰者名簿

(敬称略)

No.	地域班	会員氏名	No.	地域班	会員氏名
1	青山	久後 二郎	37	安室東	中尾 節子
2	城陽	藤井 義賢	38	荒川	小田 節子
3	城陽	福西 富子	39	荒川	岡本 隆弘
4	網干西	岩崎 由直	40	荒川	梶谷 清彦
5	旭陽	高木 茂之	41	糸引	川崎 廣之
6	手柄	井奥 勉	42	手柄	鍛冶 幸典
7	広峰	岡安 順一	43	城西	福田 貞仁
8	大津	後藤 勝廣	44	城乾	桂 伸二郎
9	南大津	岡本 政美	45	砥堀	奥田 巖
10	南大津	西本 誠	46	花田	長尾 秀明
11	大津	櫛橋 淳美	47	林田	三浦 朱美
12	荒川	廣瀬 清和	48	高岡	前田 孝憲
13	城西	小島 享	49	広畑第二	安原 恵美子
14	勝原	毛利 智恵子	50	白鷺	大島 紀久
15	勝原	池上 温子	51	城陽	藤田 小代美
16	高岡	須見 幸代	52	御国野	尾崎 玉子
17	広峰	田中 ふみ子	53	御国野	松坂 政司
18	野里	星住 洋文	54	高岡第一	大畑 孝子
19	高浜	岩崎 良博	55	安室	牧口 好男
20	高浜	壺阪 忍い	56	安室東	梅本 岩男
21	飾磨東	八木 祥男	57	安室東	中塚 武雄
22	飾磨東	木藤 千代美	58	城北	郡山 孝司
23	飾磨東	西田 節二	59	城北	中村 靖子
24	飾磨東	大森 憲一	60	城北	石崎 美千子
25	飾磨西	山崎 進	61	余部	高橋 寿美子
26	妻鹿	川端 公夫	62	中寺	伊森 弘好
27	英賀保	畝木 孝夫	63	香呂南	上月 保弘
28	英賀保	吉田 公夫	64	香呂	常次 博信
29	高岡西	寺田 キ又子	65	中寺	橋口 勝則
30	城東	田中 千代	66	香呂	田中 敏明
31	曾左	水野 義烈	67	置塩	若田 康廣
32	城西	遠藤 美幸	68	前之庄	則定 恒男
33	城乾	谷林 哲夫	69	菅生	林 利一
34	曾左	佐古 純三	70	安富南	石川 敬一
35	曾左	田路 善博	71	宮	福沢 諭
36	安室	上浦 邦子			

役員功労表彰について

8年以上センターの理事を務めて、このたび退任することになった次の者に記念品を添えて感謝状を贈呈するもの

氏名	勝岡 郁夫
	平成25年5月30日～令和元年6月12日（理事）
	令和元年6月12日～令和2年6月17日（副理事長）
	令和2年6月17日～令和5年6月19日（理事）

公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人姫路市シルバー人材センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
 - (2) 高年齢者の就業に関する調査及び研究
 - (3) 高年齢者に対する就業相談の実施
 - (4) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供
 - (5) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施
 - (6) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、兵庫県姫路市およびその周辺において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する姫路市に居住する者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力の活用を希望するおおむね60歳以上のもの

- (2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、この法人の事業運営に必要と認めて、理事長（第 20 条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が推薦し、総会（第 11 条に規定する総会をいう。以下同じ。）の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で理事会の承認を得たもの
- 2 前項の会員のうち正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
（会員の資格の取得）
- 第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
（経費の負担）
- 第 7 条 この法人の事業活動に経営的に生ずる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
（任意退会）
- 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
（除名）
- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
（会員資格の喪失）
- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
(2) すべての正会員及び特別会員（以下「総正会員等」という。）が同意したとき。
(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総会

（構成）

- 第 11 条 総会は、総正会員等をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
（権限）

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照及び正味財産増減計算書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員等の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員等は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、正会員等の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員等は、他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち議長が指名する2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 総会において定める報酬等の総額の範囲内で、理事に対しては、理事会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、監事に対しては、監事の協議によって定める報酬等の支給基準に従って算定した額をそれぞれ報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般法人法第111条第1項の役員損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令で定める最低責任

限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(責任限定契約)

第28条 この法人は、外部理事(一般法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事をいう。以下同じ。)又は外部監事(一般法人法第115条第1項に規定する外部監事をいう。以下同じ。)のこの法人に対する損害賠償責任について、当該外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円以内で、あらかじめこの法人が定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部理事又は外部監事と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見

込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員等の名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する

額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

（事務局）

第44条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 補則

（委任）

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は糴川恵司、副理事長は富田均及び堤修、常務理事は田中博とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この定款は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月24日から施行する。

シルバー人材センターの基本理念

「自主・自立」

「共働・共助」

シルバー人材センターは、「自主・自立」「共働・共助」という言葉をモットーに、次のような理念のもとに事業運営されています。

第一に、地域の高年齢者がその生活をしている地域を基盤として、自主的に連帯し、ともに働き、ともに助け合っていくことを目指しています。

第二には、働く意欲と能力をもった高年齢者であれば、誰でも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力の発揮により、豊かで積極的な老後生活の構築と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。

第三には、高年齢者の就業を促進することにより、高年齢者自身の活動的な生活能力を引き出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては、地域社会の活性化につなげていきます。